

1. 件 名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更認可申請に係るヒアリング（４）」

2. 日 時：令和５年５月３０日（火）１６時００分～１６時２５分

3. 場 所：原子力規制庁 １０階会議室（TV 会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

田中管理官補佐、川村安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他１５名

5. 要旨

（１）リサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「RFS」という。）から、本年４月１０日の審査会合において説明のあった、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更認可申請書（以下「設工認申請書」という。）の誤記について、以下の説明があった。

- ・調査の結果、全部で１２件の誤記が発見されたが、申請書本文の誤記ではなく、いずれも添付書類での誤記であった。また、安全性や使用前事業者検査に影響を及ぼすものはなかった。
- ・今回の変更申請に関する９件の誤記のうち、５件については申請前に把握していたため訂正済みであるが、訂正が済んでいない４件については、６月８日に提出予定の補正申請にて訂正する。
- ・なお、今回の変更申請に含まれていない認可済みの設工認申請書（新規基準対応第１回申請及び第２回申請）の３件の誤記については、安全性及び使用前事業者検査に影響を及ぼさないことから訂正しない。

（２）原子力規制庁から、適切に補正申請をするよう求めた。

（３）RFSから、本日のヒアリングを踏まえて、適切に対応する旨の発言があった。

6. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

7. 提出資料

なし

参考

※ 令和5年5月23日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
00:00:03	規制庁の田中です。僕は立つ 30 日。
00:00:10	RFS との
00:00:12	ヒアリングを開催いたしません 1 件目は、設工認申請書に係る動きの件についてのヒアリングを行いたいと思います。ではアレンジの方から、資料を基に説明の方をお願いいたします。
00:00:27	はい。あれで東京事務所ですね、5 月 23 日に提出いたしました設工認申請書における動きについて簡単にご説明をいたします。
00:00:39	いえ、まず申請書ではですね強度評価等の計算値工期が認められておりますが、安全性や都市事件に影響を及ぼすものはございませんでした。
00:00:49	申請書の報告については誤記は特にございませんで、すべて添付書類を誤記でした。
00:00:57	それから今回震源を特定せずの申請は S クラスの施設とそれから移設機能 1E が要求される B クラスの耐震設計について申請したのですが、
00:01:09	それ以外の今回の申請の案内の部分にも誤記が認められております。ただこれもですね安全性や試験に影響を及ぼすものではございませんでした。
00:01:19	1 ページ目に一覧表がございます。大きく三つに分類されておまして、一番から 5 番までが、今回の申請はすべて訂正が済んでいるものです。
00:01:32	追加 6 番から 9 番までは今回の申請範囲であります、訂正されていないのでこれは補正が必要なものとなります。
00:01:40	それから 10 番から 12 番までにつきましては、これも誤記ではございますが、今回の申請の範囲試し曲でありましてかつ、安全性富樫事件には影響がないので、これについては今回補正をしないという方向で考えております。
00:01:56	水がちょっとそれぞれにつきまして簡単にご説明を差し上げます。1 ページ 13 分の 2 ページでございます。
00:02:04	こちらが金属キャスクに関する計算書でございます、こちらのこの裕度の値が計算が間違っていたというものでございますが、浦野審査会合の場でご説明した内容の通り、
00:02:18	協力の数値はていて評価はすべて行っておりますので特に安全性への影響はございません。
00:02:25	審査会合でご説明しました通りすでにこちらについては、新しい値に修正したものが申請されております。
00:02:32	続きまして 13 分の 3 ページです。
00:02:36	こちら一番下の部分ですね貯蔵がない脚部の計算値この 23 というのが誤りでして、右側の 30 というのが正しいものになります。
00:02:46	ただ、これですね同じ数字がこの 5-20 この前にありますこの住居というふうにも記載されておまして、評価はそちらで行っておりますので特に安全性の影響はございません。
00:02:58	また、このページも、今回すでに訂正を済みでございます。
00:03:03	続きまして 13 分の 4 ページです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:03:06	こちら表の引用がですねこの 20 秒 21 日の左側の方に下線引いてありますがこれではちょっと足りませんで 22 条、23 票と、これも引用しなければならなかったというのでできておったものでございます。これもすでに形成済みでございます。
00:03:22	続きまして 13 分の 5 ページです。
00:03:26	こちら融度の欄に先ほど 1 ページ目に見ておりますが融度の欄の数値が上がっていたものでございますが、これの評価は、そっちの方で行っておりますので、
00:03:38	特段安全性等に影響はございません。このページもすでに訂正済みでございます。
00:03:46	続きまして 13 分の 6 ページです。
00:03:48	こちら耐震建屋の耐震性罹患する計算書でございます。左側の方、表 3456 とありますが、すでにこの表が出てくる本表の 3 がございまして、表の 3 という表記がダブっておりました。
00:04:02	正しくは表 4、5、六、七というものでございますこちらにつきましては、
00:04:08	こちらにつきましてもですね、今回、
00:04:15	を訂正する。
00:04:17	こちらもですね訂正済みとなっております。
00:04:21	続きまして 13 分の 7 ページです。
00:04:24	こちらキャスクの耐震性に関する経産省でございます。
00:04:30	一番下の部分、右の方を降りるの計算値 246 とありますがこれ正しくは 142 です。これもですねこの前にあります第 5-22 号という方が正しい数値が入っておりますそちらで評価を行っておりますので、安全性という影響はございません。
00:04:48	で、今回ですねこの 56 票を上書きされて別のものになっているんですが、この部分が提出されておられませんので、ちょっと間違っていて精査されておりますので、これは今回補正をさせていただきたいと思っております。
00:05:01	続きまして 13 分の 8 ページです。
00:05:08	申請書の別の部分を読んでいるものでございます、建屋の耐震性に関する計算書ですが、左側見ていただきますと市基礎スラブの設置、これ 6.3 と言うのが正しくなっております。こちらヒアリングでもこの運営をコメントいただきまして当社の方で調べたところ、ほかにもありました。
00:05:26	ありがとうございました。
00:05:28	これについては補正をさせていただきたいと思っております。
00:05:33	続きまして 13 分の 9 ページです。
00:05:39	金属キャスクの耐震性に関する計算書ですが、左側のシール部 R 版のところは一本%となっております。ちょっと文字化けによって正しくはされておりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:50	右側の式が正しいものでございますので、こうした補正をさせていただきます。仕事はこの式正しい知識で行われておりますので、安全性等に影響はございませんでした。
00:06:01	続きまして 13 分の 10 ページです。
00:06:05	こちらちょっと釣り場厳密に独自ますので読み上げませんがこの断面係数が上がっております。
00:06:13	いのでこちらも補正をさせていただきたいと思えます。で、今回の申請書類はですねこの部分の記載に同じと書いて集約しておりますのでこの既設工事に同じという表現をやめてですね、
00:06:25	正しい数値を入れたものを、
00:06:28	補正させていただきます。こちらの評価は、この正しい数値で行っておりますので、安全性には影響はございません。
00:06:36	続きまして 13 分の 11 ページです。
00:06:39	こちらキャスクのですね議員回位に達しないことの説明書でございます。そこ以下の厚さの数値が
00:06:51	早まっております。こちらにつきましてはですね本文、申請書の本文の方にもこの発送の数字がございましてそちらには正しい数字が入っております。
00:07:01	評価はそちらなくなっておりますので知事意見安全性には影響はございません。今回この委員会委員の計算は今回の耐震計算とは関係ない部分ということでございますのでこちらについては補正をせずに、午後としたいと。
00:07:18	続きまして 13 分の 12 ページです。
00:07:22	こちら江藤松波が来た時の漂流防止設備の評価方針、それから評価結果ガーゼが評価方針左下評価結果方ものでございます。
00:07:33	こちら数字の桁数の表記をですね同じ申請書の中で 4 桁表記すると、我々書いているにもかかわらずよつつたらなかったと。
00:07:42	いところで正しく 40 で表記しますと右のような数字となります。ただこちらの数字そのものが誤っていたわけではございませんので、こちらについても今回の申請範囲外ということで補正をしないという方向で考えております。
00:07:57	続きまして 13 分の 13 ページです。
00:08:01	こちらはですね軽油貯蔵タンクの計算方法に関する説明書でございます。こちら板厚のですね衛藤 9mm という表にですね、こちらを塗別の部分でですね、旧小数点以下 1 桁まで表記すると。
00:08:16	しておりますので本来は 9.0 と書かなければならないものです。
00:08:19	ただこちら数字そのものは間違っておりませんので評価等には影響ございませんので、こちらは開催申請範囲内ということで今回は補正をしない方向で考えております。
00:08:32	以上、ご説明をさせていただきます。
00:08:39	規制庁の田中です。説明ありがとうございますございました。
00:08:43	土肥今野、話を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:08:46	資料の1ページ目にあるように整理すると。
00:08:50	難度1からNo.5までものについてはすでにもう申請前に把握をされていて、申請書に反映済みのものであったと。
00:09:01	No.6からNo.9については今回の申請、対象範囲に入ってるけれども改めて見たところ、5人を発見したと。
00:09:11	ただし安全性や使用が事業者への影響がないということは確認されていて今後なされる補正において適切に
00:09:22	修正をすると。
00:09:24	ナンバー10カイジュウについては今回申請対象範囲外であって、そちらについても、先ほど同様安全性や仕様が10偏差に医療分しかないの
00:09:34	であってそこについては今回は特に修正はしない。
00:09:38	というふうな方針を説明されたということで、
00:09:41	理解したんですけど、こちらの理解は正しいでしょうか。
00:09:47	リサイクル燃料貯蔵東京事務所ですはいその見返りGOTHICでございます。
00:09:54	清田仲です。承知いたしました。
00:09:57	それでは今回真帆、
00:10:01	今まさに補正を準備されてると思うんですが今後の補正の時期等について現時点でわかってるようなスケジュール感が、
00:10:10	ありましたら教えていただけますでしょうか。
00:10:15	はいありがとうございます。RAS 本社の高橋でございます。補正の時期につきましては、来週の後半、
00:10:22	社内的にはですね、6月8日、今、目標に作業を進めている状況でございます。
00:10:34	以上です。急遽飛ばす承知いたしましたや芦沢審査会が5月の末から6月の第1週っていうところだったんですけども、最新の上、
00:10:44	今日としては6月8日を目指されているということで、承知いたしました。
00:10:55	規制庁が直接こういう動きについて何か、
00:11:00	これは規制庁の田仲ですけどこの設工認の合否については
00:11:05	本件で一応確認がとれましたので、これ以上の確認、十分と考えております。
00:11:11	引き続き先ほどお話があった6月8日の補正に向けて、適切に反映したものをご準備をしていただければと思います。
00:11:20	1件目この設工認の件についてのヒアリングが終わりたいと思います。
00:11:25	で、2件目については、保安規定の補正に関して、
00:11:33	こちらの方から、2点ほど確認をさせていただければと。
00:11:38	持っても、
00:11:40	おります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:11:42	まず1点目なんですけれども、今回、
00:11:47	新たに
00:11:49	組織改編によって凶悪設計製造部が、
00:11:54	キャスク管理部になって新たにキャスク設計グループとキャスクを全グループというものが、
00:12:00	明確にされたと。
00:12:03	このキャッ保全グループっていうのはすでに今の
00:12:08	申請による
00:12:10	保全グループ等
00:12:12	流動化管理グループ、
00:12:15	これ所掌しているこの金属キャスクの取り扱いに関する業務を行うというふうにあります。
00:12:20	この金属の取り扱いっていうところで、現在、保全グループ脚光全部プール貯蔵グループと三つのグループがそれぞれ、
00:12:30	キャップの取り扱いということを所掌するなんていうんですけれども、それぞれのグループで、
00:12:36	どう、その中でそういう守備範囲の違いというか、
00:12:40	そこがちょっとIV、
00:12:42	申請書の中でわからなかったので、そのこのところの具体についてちょっと説明を。
00:12:48	お願いいたします。
00:12:50	はい、ありがとうございます。あるベース本社の高橋の方からご回答させていただきたいと思います。キャスクの取り扱いについてですね、
00:13:02	案件の中でですね、保全グループと、キャスク保全グループと貯蔵グループというのを、キャスク取扱グループと定義して、記載しております。で、
00:13:14	三つのグループで、どのような場面でキャスクを取り扱うかについては、衛藤以下の至ってかみ込むように考えておるんですけども、まずですね
00:13:26	初回ですね使用前確認を受けるまで、いわゆる初回のキャスク搬入ですね。
00:13:31	この場面におきましては、保全グループ、
00:13:36	が取り扱うことと考えております。
00:13:40	続いて初回の使用前確認を受けた以降、キャスクを順次搬入していくときの取り扱いについては、キャスク保全グループ、
00:13:50	新設のキャスク保全グループが担当すると。
00:13:54	いう考え方でございます。
00:13:57	続いてですねこれ以降になります但实际上に脚光を貯蔵していくわけでございますけれども、貯蔵期間中に、そのキャスク食うの保全ですね、新居伴って、谷津高校も動かすと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:09	いう場面におきましては、キャスク保全グループが、
00:14:13	作業を担当すると。
00:14:16	また期間中に貯蔵期間中にですね配置を変えると、キャスクを置く場所、変えるとか、そういう場合におきましては、貯蔵グループが担当するということを考えてございます。
00:14:31	最後にキャスクを搬出するときですね、これの取り扱いにおきましては貯蔵グループが担当すると。
00:14:40	こんなふうにご考えでございます。以上です。赤坂ですけど、簡単に不足するとですね。
00:14:48	保全する人と保全する人でないと、
00:14:50	電話が出ます。
00:14:52	保全でないところがちょうどグループ。
00:14:56	保全のところが、保全と中津所。
00:14:59	ただそちらは1回目とそれ以降と、
00:15:01	そこで切り分けて、
00:15:04	今回、ポンペオ。
00:15:06	つくり込んだと言う状況です。
00:15:10	以上です。
00:15:11	どうか。
00:15:12	規制庁の田仲です。
00:15:14	少し繰り返させていただきます。まず、1期目のキャップを搬入して使用前確認を受けるまでの行為、ここまでの部分は、
00:15:26	現在のある
00:15:29	保全グループが担当する。
00:15:32	ということでまずよろしいでしょうか。
00:15:35	はい結構です。
00:15:38	規制庁の加古高橋です。はい。結構です。そして二期目以降になると思うんですが、この使用前国に行きましょう確認後、
00:15:51	二期目以降の搬入そして焼売事業検査等の、
00:15:57	工事貯蔵
00:16:01	据付するまでの行為は、キャスク保全グループが行うと理解したんですけどその理解で正しいでしょうか。
00:16:08	そうですね初回の社内確認を受けた以降、はもうキャップ補填グループがもっぱら搬入の取り扱いを行うということでございます。
00:16:21	高田です。はい。すいません。規制庁の田仲です。
00:16:25	そして、もうちょっとそこの保全のためにキャッシュ効果つってもそこちょっと必要量がちょっとどういう具体的なかわからないそういうような、貯蔵開始後に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:16:35	保全のために、キャスクを動かす場合、この作業のときにはキャスク保全グループ%処置をするという理解でよろしいですか。
00:16:43	はい。あるフェイス本社高橋です。その通りです。保全を行う場面としましては、頻繁に行うものではございませんで、例えば
00:16:55	10年に一遍とかですね、そういうときに、代表キャスクの伝熱性能ですとか、遮へい性能を確認するとか、そういう場面、
00:17:05	において、保全に伴って移動するということですので、それはキャスク保全グループが担当すると、そんなことを考えてございます。
00:17:13	以上です。
00:17:16	規制庁、ありがとうございます。
00:17:18	そしてこの主要な確認にあるかどうか、このキャスクの配置を変更するっていう行為、これはちょっと使用前確認とかどうかわからないんですけど、
00:17:28	そういう行為をする場合は貯蔵グループを所掌する。
00:17:33	という理解でよろしいですか。
00:17:36	フェイス本社の高橋です。そうですね。配置替えのに伴う異動は、ちょうどグループが担当します保全ではないということで、そのグループが担当しました。以上です。
00:17:49	で、規制庁の田仲で最後に、キャスクの搬出に伴う作業についてはちょうどグループがを行うと。
00:17:59	いう理解でよろしいですか。
00:18:02	アルフォーザ高橋節はい、その通りでございます。
00:18:09	規制庁の田仲です。キャスクの搬入時に確認を行う。
00:18:19	行為が貯蔵グループの所長だったりもするんですけど、あれと違いましたし、
00:18:27	何つうっけ。
00:18:36	まだ搬入の前受け確認するようにした書類の確認とかそういう行為そのものはちょうどグループがやって、実際にそのRFSの敷地に入ってから以降の、
00:18:49	搬入作業そのものは保全グループが実施をするまず1期目については保全グループを実施するというふうにそこで線引きをしているという理解でよろしいですか。
00:19:00	RAS 本社の高橋でございます。貯蔵グループが行う工事、搬入の時の確認は、第21条の、
00:19:09	受入確認、ここに記載している内容のことを今おっしゃっていただいたと思っておりますので、その通りかと思えます。
00:19:17	以上です。規制庁の田仲です。
00:19:22	理解しました。
00:19:24	でちょっと腫れに関連をしてんですけど、
00:19:32	この十四条のマニュアルの作成のところで、第2項でこのキャスク取り扱い時の、ここに書かれてるようなそのマニュアルを作成し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:19:44	公安委員会の確認を得るといような、
00:19:47	文言があるんですけど、この今客取扱 DM っていうと、当然 GM とキャスク保育園チーム、またはちょうど義務っていうもの、この
00:19:57	定義になってるんですけども、
00:20:00	この場合
00:20:02	マニュアルっていうのは、今伺ったように進まへんなんかちょっと所掌業務が最後作業違うんで、
00:20:08	それぞれのグループでマニュアルをつくられるんですか、それとももうまとめて1本作ってどっかの
00:20:16	グループが代表してその文章を
00:20:20	管理していくっていうお考えでしょうか。これちょっと参考までに伺いたいだけなんですけど。
00:20:27	はいありがとうございます ALPS 本社の高橋でございますが、これにつきましてですね、我々今考えてるところをご説明したいと思います。現在までですね我々建設段階にあるわけですけども、
00:20:41	現状ですね、受入設備の操作に関わる業務というのは主に貯蔵グループ、
00:20:48	が担ってきておりました、設備の操作に関するマニュアルについても、まず貯蔵部 GM の責任で作成して、保全事務が先ほどもありますように、取り扱うことがありますので審査、
00:21:04	マニュアルの審査ですね、この体制の中にも加わってですね、制定改定すると。
00:21:09	で、週目確認を受けた以降は、先ほどもご説明した通り、今度キャスクを全グループっていうのも入ってきますので、何か必要性に応じて改定するときは、キャスク保全 GM も審査に関わって、
00:21:23	三つのグループが変わって改訂を行うようなことを考えております。また各グループの業務にですね、特化したような個別のマニュアルがもし、必要だという認識をした時はですね、
00:21:34	各グループでそれぞれ作ることもあり得るんじゃないかなと、そんなふうに考えてございます。以上です。
00:21:43	北岡中です。ありがとう。
00:21:46	べてまでどうなればいけないということはなくただ単に
00:21:52	土肥新書の方に出てくるマニュアルの方の一覧表等こここのところの、
00:21:59	該当されるチームさんの名前がどう対応するかなと思って、
00:22:03	ここだけだったんでこれは具体
00:22:07	運用するまでにされるマニュアル、あと、
00:22:11	ちゃんと保安規定基づいて作られたマニュアルで各グループの方が対応ができるというふうになっていただければ特段、審査課としては、
00:22:21	何も言うことはございませんので、今ご説明あったような形で、
00:22:27	実際の作業に整合するように進めていただければと思います。
00:22:33	ありがとうございます。承知しました。高瀬部会ました。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:22:40	規制庁がほかに確認すべき事項ございます。
00:22:46	規制庁の田中です。一応本日確認したいと。
00:22:51	こういった事項については、以上で終わりますので、
00:23:00	見てよ、まだ、もう本当こちらから伺ってるんで止めてないという、この保安規定に関して何か我らの方から、
00:23:08	確認したい事項、何か説明した事項とありますでしょうか。
00:23:15	RAS 本社、高橋でございます。本社側特にございません。東京はいかががでしょうか。
00:23:22	宮部東京事務所長です東京側も特にございません。
00:23:28	いや、規制庁の田仲ですし、承知いたしました。
00:23:32	それでは本日は節項 2 及び保安規定のヒアリングについてはこれで終了させていただきたいと思います。
00:23:40	では録音を止めて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
00:23:45	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。